

第 1 1 2 号議案

社団法人足立区シルバー人材センターの助成等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

社団法人足立区シルバー人材センターの助成等に関する条例の一部を改正する条例

社団法人足立区シルバー人材センターの助成等に関する条例（平成 1 5 年足立区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 3 4 条の規定によって」を削り、「法人」を「一般社団法人」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

（提案理由）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。